

私立大学の適切な破綻処理を目指して¹

～学生保護を目的とした破綻処理基準の設定～

関西学院大学 上村研究会 教育②

旭 直樹
鉄田 悠貴
坂 亮一
角田 友
伊藤 茉莉子

2014 年 11 月

¹ 本稿は、2014 年 12 月 13 日、12 月 14 日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本稿では、少子化における私立大学の定員充足率の減少、それによる私立大学の経営状態の悪化、そのような事態から招かれる大学の経営破綻問題において、大学の破綻基準の明確化、破綻した大学の学生への支援を確実にを行うために、政府がどのように関与し、政策を打ち出していくのかを研究する。

まず始めに、私立大学を取り巻く現状について述べていく。一つ目に少子化の問題、二つ目に私立大学の収支状況、社会的地位、大学数の増加、進学率と進学者数、大学間格差について述べる。そして、そういった現状が原因で、私立大学は学生を集めることができずに経営状態が悪化し、破綻してしまうケースや、これからもそのような大学が増えるのではないかということの問題意識として捉えた。

続いて先行研究のサーベイを行う。本稿では、私立大学が経営破綻に陥り、教育事業の継続が困難になった場合の学生保護対策を検討するものである岩崎(2004)を先行研究とする。問題意識では、私立大学の経営状況が非常に厳しくなった根本の問題を挙げている。現状分析では、私立大学が経営破綻した場合、または再建のための法政策の現状について分析している。分析方法は、ケーススタディを行い、経営破綻した私立大学の救済型私的整理を例とし、破綻に至った経緯、行政の対処、そしてその評価と留意点について指摘している。政策提言では、大学破綻時における学生のセーフティネットとして 2 点を考えている。第一に、学生救済を目的としたガイドラインを作る。第二に、私立大学の事業運営の継続が不可能になった場合の学生保護施策の確立である。

岩崎(2004)が破綻後の政策について提言しているのに対し、本稿は破綻前に政策を採用し、学生が行き場をなくすことを未然に防ぐ政策を検討することが特徴である。さらに、補助金に対しても政策的な工夫を施すことで、学校を運営する財源を確保することに貢献できる。

本稿では、廃校に至った 9 つの大学をケーススタディとして取り扱い、提言する政策の参考とした。大学が廃校に至った主な理由として、赤字が続いたことによる経営状態の悪化、学生の確保がうまくいかなかったことによる定員充足率の低下などがあげられる。

これらの問題が発生してから、平均して約 6 年で募集停止の決断をしており、早期の決断を行った大学のほうが比較的、経済的にも多額の負債を出すことなく廃校を行うことができる。

最後に政策提言を行う。私立大学の破綻処理を円滑に進めるために、1.累積赤字が 4 年連続で続いている場合、2.定員充足率 50%未満が 2 年連続続いている場合、という 2 つの条件を設ける。どちらかの条件を満たした時に一度目の警告を出し、破綻処理を進める場合は第一段階の補助金を与える。一度目の警告で処理を進めず、二度目の最終警告で破綻処理を進める場合は第二段階の補助金を与える。始めから 2 つの条件を満たしている時は、一度目の警告は与えず最終警告を出し、破綻処理を進めた場合は第一段階の補助金を与える。警告を無視して後に破綻処理をせざるを得なくなった場合は、第三段階の補助金を与える。それぞれの補助金はインセンティブをかけることで破綻処理を促すようにした。補助金は私立大学等経常費補助金からまかなうことにした。

本稿では、学生のことを第一に考えて政策提言を展開した。これ以上、学生に被害が出ないことを望み、本稿を締めくくる。

キーワード：私立大学、破綻処理、学生保護

目次

はじめに

第1章 現状分析

- 第1節 少子化
- 第2節 私立大学の現状
 - 第1項 (2.1) 私立大学とは
 - 第2項 (2.2) 大学の社会的地位について
 - 第3項 (2.3) 大学数増加
 - 第4項 (2.4) 進学率と進学者数
 - 第5項 (2.5) 大学間格差

第2章 問題意識

第3章 先行研究及び本稿の位置付け

- 第1節 先行研究
- 第2節 本稿との違い並びに位置付け

第4章 ケーススタディ

- 第1節 モデル校の分析
- 第2節 分析結果

第5章 政策提言

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

本稿は日本の私立大学が経営困難になり破綻に陥った際の処置について考える。まず、私立大学をとりまく現状を分析し、そのうえで問題意識について述べる。さらに先行研究よりいくつかの破綻処理策について考察し、本稿との違いと位置づけを提示したい。また、実際に経営困難に陥った大学や破綻した大学についてケーススタディを行い、最後に本稿においての政策を提言する。

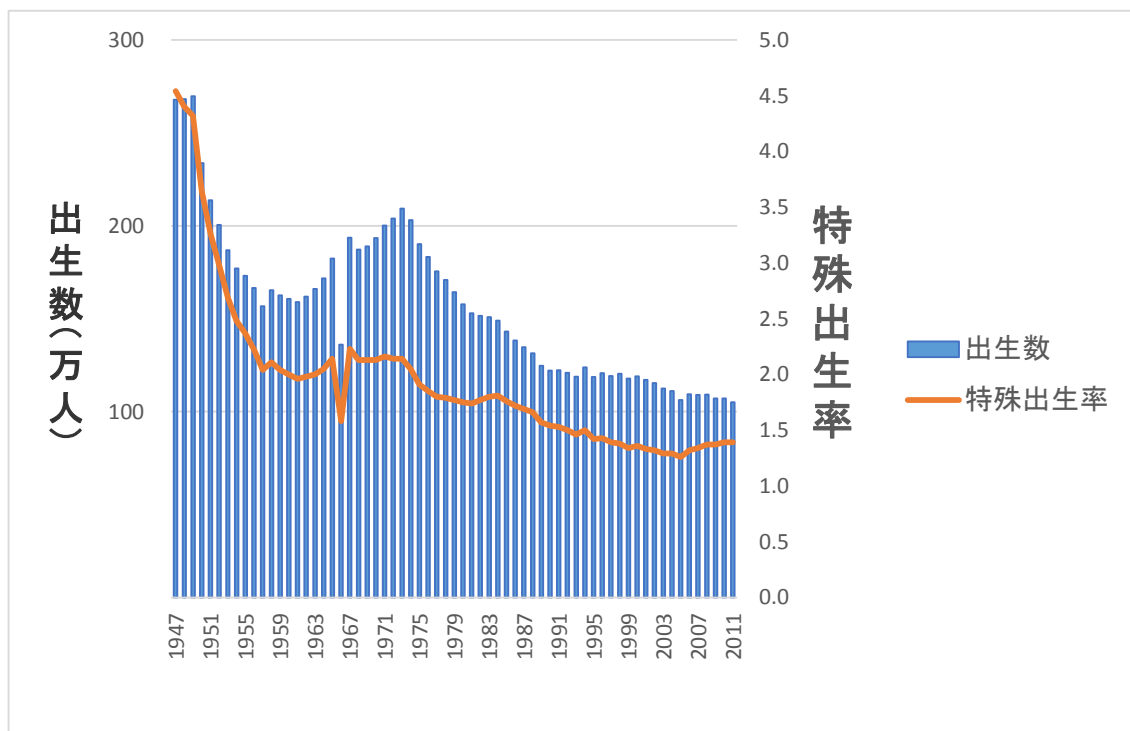
第1章 現状分析

第1節 少子化

日本の私立大学の経営が困難になっている主な理由として、入学者数が減少していることが挙げられる。これは近年日本で問題となっている少子化が原因であると考えられる。図1には出生数と出生率の推移が示されている。

我が国の出生数は、第一次ベビーブーム期(1947～1949年)に生まれた女性が出産したことによって、1971～1974年には第二次ベビーブームがもたらされ、1年間に200万人を超える出生数があった。しかし1975年以降は毎年減少し続け、1992年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向ではあったが、2001年からは5年連続で減少した。2006年は6年ぶりに増加したが、2007年以降、減少、増加を繰り返し、2011年は減少した。2013年度では、出生数は103万1000人と推定される(厚生労働省 平成25年度『人口動態統計』の年間推計)。

図1 出生数と特殊出生率の推移

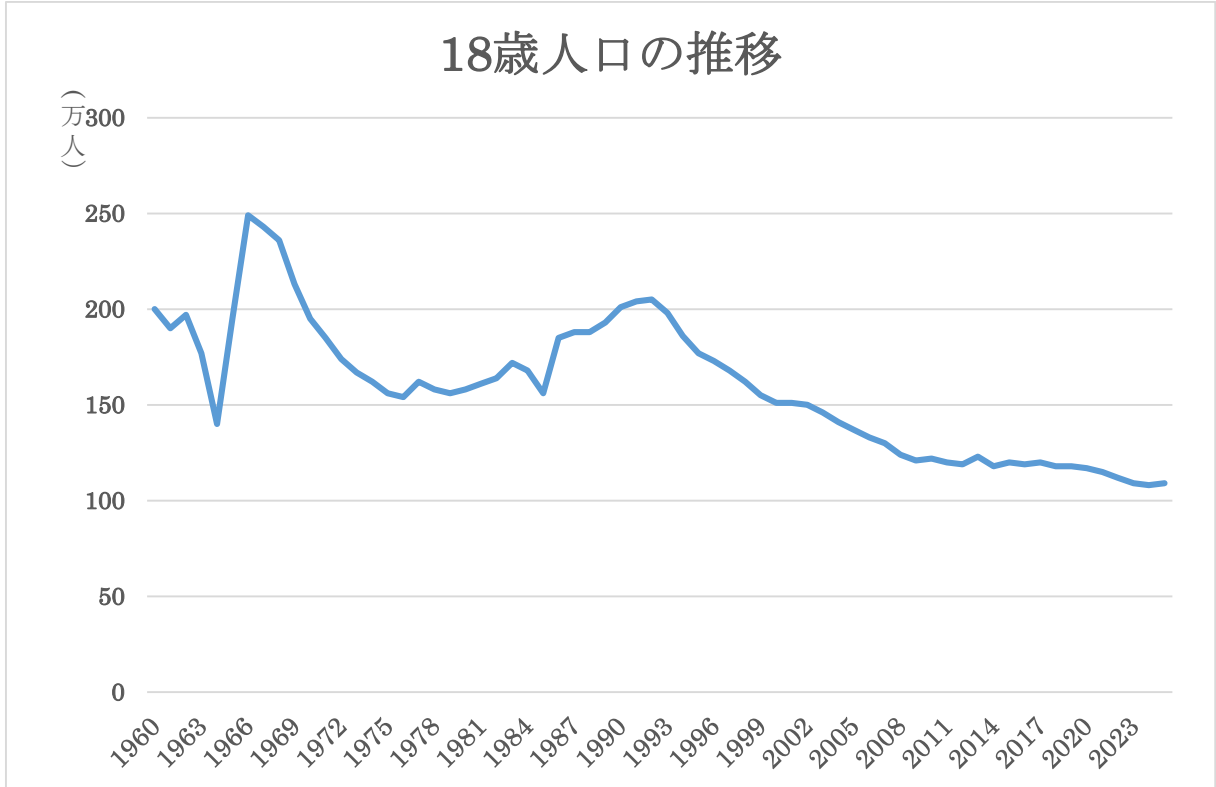


(出所：厚生労働省 平成25年度『人口動態統計の年間推計』より筆者作成)

次に、合計特殊出生率から少子化の現状を考えたい。合計特殊出生率とは、1人の女性が一生に産む子どもの平均数のことで、「期間」合計特殊出生率と「コーホート」合計特殊出生率の2つの算出方法がある。本稿では、「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」を示しているコーホート合計特殊出生率を扱う。図1によれば昭和40年代の合計特殊出生率はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00を下回ってから低下傾向となり、2004年は1.23となった。

少子化が進行すれば、大学入学適齢期である 18 歳人口も同時に減少していくことになり、大学の進学率が低下する。図 2 を見ると、15～64 歳人口が 1995 年以降に減少していることがわかる。

図 2 18 歳人口の推移



(出所：文部科学省『大学の量的規模等に関連する資料』より筆者作成)

続いて、少子化の波にさらされている大学の現状について述べる。

第2節 私立大学の現状

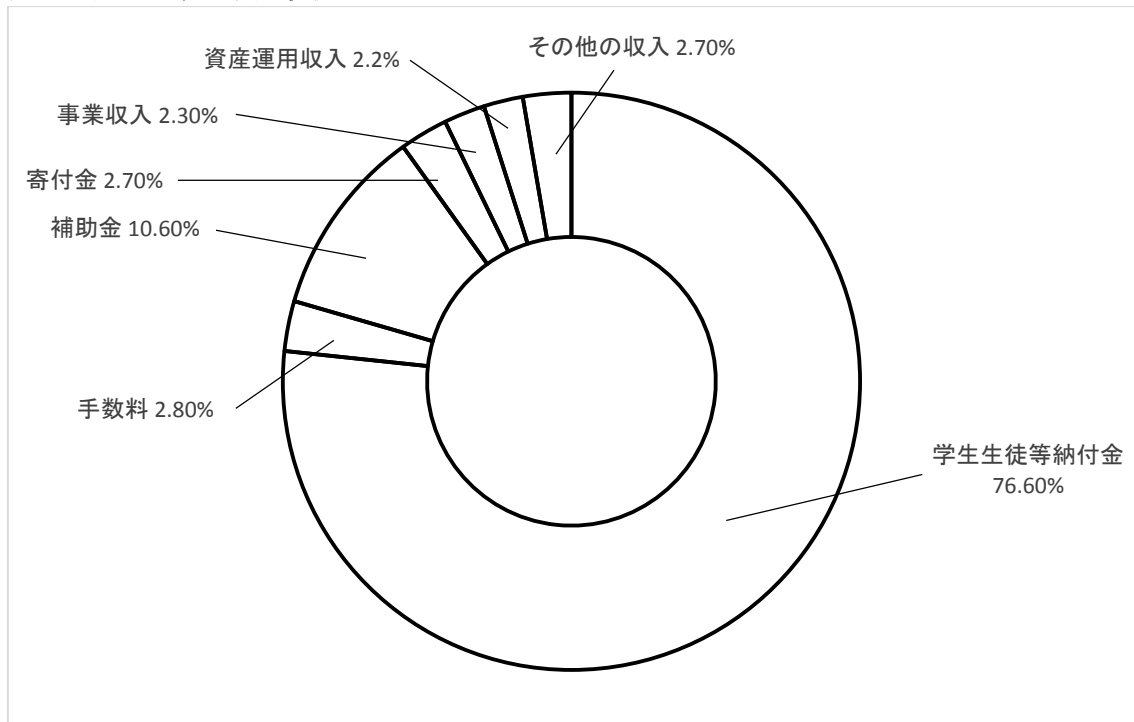
2.1 私立大学とは

私立大学(学校法人)は、申請者の意思に基づき、文部科学大臣の認可を経て設立・設置される。つまり条件さえ満たしていれば、誰でも学校法人を設立することができる。

私立大学について規定されている私立学校法では、私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を国公立の学校の場合に比べて限定するとともに、私立学校関係者の意見が反映されるような制度上の措置がなされている。

私立大学は国からの補助金として、私立大学等経常費補助金の交付を受けているが、収入のほとんどは学生生徒等納付金などで成り立っているため、収入の使い道はもちろん、経営方針も基本は大学側にゆだねられている。(図 3 参照)

図 3 私立大学の収支状況



(出所：日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』20年度速報値 569 大学(附属病院除く)の消費収支計算書を集計より筆者作成)

それでは、日本社会の大学に対する価値観はどのようなになっているのだろうか。

2.2 大学の社会的地位について

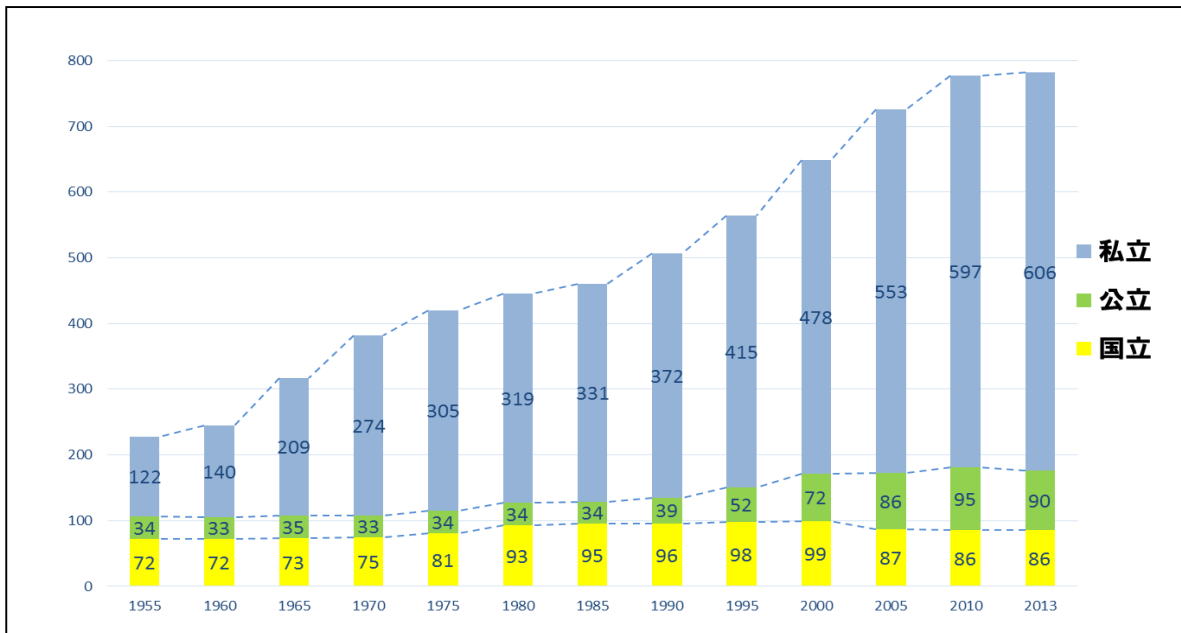
現在の日本における大学の地位は極めて重要なものとなっている。厚生労働省の 2013 年『賃金構造基本統計調査(全国)』によれば、学歴別に初任給を見ると、男性では、高校卒の初任給は 158,900 円だが、大学卒の初任給は 200,200 円、大学院卒の初任給は 227,700 円となっていることがわかる。女性も同様に高校卒の初任給は 151,300 円だが、大学卒の初任給は 195,100 円、大学院卒の初任給は 230,000 円となっている。以上のことから、賃金を決める上で、大学卒業か否かという点は非常に大きな指標になっていると言える。

2.3 大学数増加

これまで見てきた少子化による 18 歳人口の減少に相反して、大学数は年々増加している。図 4 を見ると 1955 年での大学数は 228 校だが、2013 年には 782 校にまで増加している。

大学数全体では約 3 倍に増加しているが、その中でも私立大学の増加は顕著に表れており、1995 年から 2013 年にかけて約 5 倍にまで増加している。

図 4 日本の大学数



(出所：文部科学省『文部科学統計要覧』『学校基本調査』(いずれも 2013 年)より筆者作成)

これほどまでに大学数が増加した要因として挙げられるのが、大学設置基準²の規制緩和である。当初は、大学設置・学部設置までの事前規制が厳しく、審査を通過できずに大学設置・学部設置を断念することが多かった。しかし、1991 年、文部科学省(当時文部省)が自由に学部を開設できるように大学設置基準の条件を大幅に下げ、また 2003 年には大学新設を基本的に抑えるというそれまでの方針が見直された。大学設置基準などの法令をクリアしていれば、原則としてあらゆる大学の設置が可能となった。そのため競争が過熱し、専門学校や短期大学なども四年制大学に昇格するケースなどが増えた。これによって大学数が増加したと考えられている。

2.4 進学率と進学者数

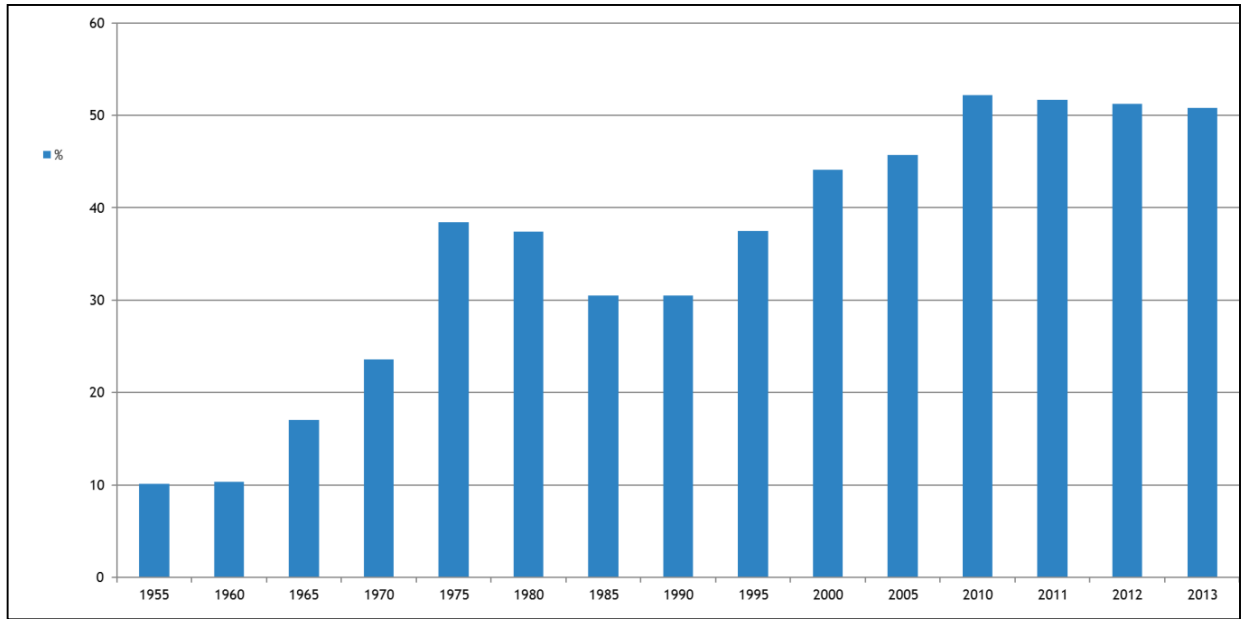
近年、高校生の 2 人に 1 人が大学に進学している。進学率も戦後を通じて増加しており、特に 2000 年代に入ってから着実に増加を続けていた。しかし図 5 をみると 2010 年度に過去最高の 52.2% を記録して以来、ここ 3 年間はわずかながら頭打ちの状況であることがわかる。過去にも大学進学率が停滞した時期はあった。

まず一つ目は 1965 年前後の、第一次ベビーブームに生まれた子どもたちが高校卒業年齢に差し掛かったことにより母集団が増大したこと、二つ目は 1976 年に専門学校が設けられたことによるもので、いずれも高校生が卒業後大学以外に行き場を求めた結果として生じたものである。しかし現状の大学進学率の減少理由はそこまで明瞭ではなく、大学進学率が限界に達した可能性も考えられる。一方で進学者数は 2000 年代からあまり変化はなく、志願者数においても 2000 年代以降ほとんど変化はないものの入学定員増加により、志願倍率、入学定員超過率ともに減少傾向にある。実質的に大学全入時代だと言える。

大学全入とは、行きたい大学、学部を選ばなければ誰もが大学に入れるということである。しかし、実際は人気のある大学とそうでない大学で格差が生じ、人気のない大学の経営が困難になっているのが現状である。

² 文部科学省が学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき定めた基準である。

図 5 日本の大学進学率



注)高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校(いわゆる中高一貫型)後期過程及び特別支援学校高等部の卒業生のうち、大学・短大に現役進学した者の割合。但し 1980 年までの数字については過年度高卒者分も含む。

(出所(資料)文部科学省『学校基本調査』より筆者作成)

2.5 大学間格差

これまでに見てきた 18 歳人口の変動や進学率、定員充足率の変化に伴って、大学間では様々な格差が生じるようになる。全国的に見ると、東京・京都・大阪・東海地方などの大都市の大規模校に志願者の人気が集集中、四国・中国・北関東などの地域では定員割れや過疎化が進んでおり、両極化が顕在化していることがわかる。

時を少し遡り、戦後の大学改革で検討されてきた論点においても、高等教育機会も地域間格差は、大学の地域配置が是正に向けた政策として重要な位置にあると考えられてきた。

しかし、その後の自由放任的な高等教育のなかで、地域間の格差が拡大した。その後、首都圏では 1959 年に、近畿圏では 1964 年に大都市中心部への産業及び人口の過度の集中を防ぐことを目的に工場等制限法が制定された。これは工場等制限区域において、大規模な工場、大学、高等専門学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設及び増設を制限するものである。

しかし、文部科学省で繰り返行われた大学審議会組織運営部会において、文部科学省が生涯教育を高等教育の重要な機能として位置づけているのに、都市部への大学の拡充が規制されており、従来あるべき姿で大学を発展させられないというのは教育環境の面でも適切でないと議論され、最終的に同法は 2002 年 7 月に撤廃され、制限されていた区間内での大学設置規制方針が撤廃された。

工場等制限法が撤廃されたことにより、人口の都心回帰はさることながら大学の都心回帰も進んでいる。1980 年代から 1990 年代にかけては学生数の増加に伴い都心から郊外へ進出する動きが一部の大学で見られた。

18 歳人口の低下、大学数の増加によっておきた全入時代、さらに制限が廃止されたことを追い風に、大学間での学生確保の競争が激化し、学生を集めやすい都心へとキャンパスが移転し、キャンパスを都心に集約することでコストの削減効果も享受できる。学生からしても、都心のほうがアクセスもよく、就職活動などの時にも有利に働くというメリットもある。

表 1 私立大学の入学志願者数

2008年度	3,058,646人	6.9倍
2009年度	3,103,684人	7.0倍
2010年度	3,179,848人	7.1倍
2011年度	3,220,309人	7.2倍
2012年度	3,223,504人	7.1倍
2013年度	3,425,863人	7.6倍

(出所：文部科学省 HP より筆者作成)

日本は 18 歳人口が減少しているが、大学入学志願者は増加傾向にある。(表 1 参照)この入学志願者数増加の背景には、図 6・図 7 に見られるような各私立大学の独自入試、センター利用入試、独自・センター利用併用入試が増加したことが考えられる。さらに、関西の大学ではネット出願やネット割りなどの仕組みが取り入れられ、近畿大学はネット出願によってエコ出願を押し出し、環境への配慮をアピールしている。このネット出願は、幼いころからパソコンに触れる機会が多くネット環境が整っていた若い世代の受験生にとっては親しみやすく、手軽な方法であるといえる。

18 歳人口の減少によって大学全入が起こり、それにより学生の質が低下するということを述べてきたが、大学全入によって実際に生じる事態は大学の二極化である。二極化とはつまり大学間で格差が生まれるということである。全入時代になり、多くを望まなければ大学に入学することが出来る状況であるからこそ、比較的学力の高い学生は自然とトップクラスの大学に集中することになる。

図 6 2014 年私立大一般入試 方式別志願状況

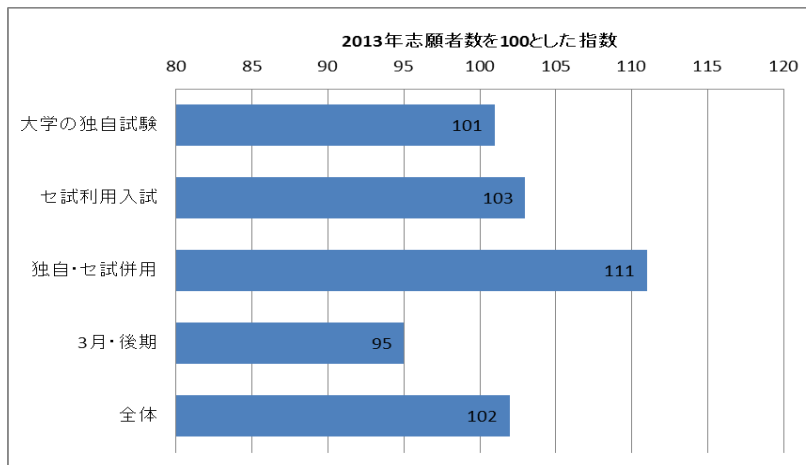
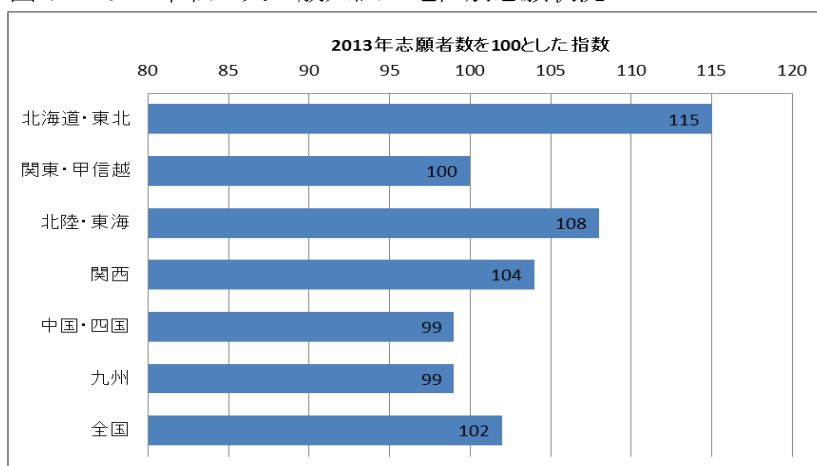
(出所：<http://passnavi.evidus.com/analyze/201405/html/1#01> より作者作成)

図 7 2014 年私立大一般入試 地区別志願状況



(出所：<http://passnavi.evidus.com/analyze/201405/html/1#01> より作者作成)

表 2 は日本の私立大学のトップ 20 校である。大学の二極化により起こりうる事態は、就職活動のときに企業側が大学卒基準ではなく、どの大学を卒業したかということに基づき採用するというものである。入学するのも卒業するのも容易になった昨今であるが、実際には全入時代によりトップ校以外の大学に入学した学生にとっては大学名だけで判断されてしまう者もなかにはでてくるであろう。

表 2 トップ上位 20 校

順位	2013年度		2012年度		2011年度	
1	明治大	109,934	明治大	113,320	明治大	113,905
2	早稲田大	106,768	早稲田大	108,527	早稲田大	113,653
3	近畿大	98,428	立命館大	85,138	法政大	92,819
4	日本大	92,179	法政大	85,129	日本大	92,187
5	法政大	89,047	中央大	84,940	関西大	88,166
6	関西大	86,753	日本大	84,514	中央大	86,155
7	立命館大	82,637	関西大	79,980	近畿大	81,387
8	中央大	82,219	近畿大	79,744	立命館大	75,683
9	立教大	71,096	立教大	69,452	立教大	67,837
10	東洋大	69,490	東洋大	64,829	東洋大	67,538
11	青山学院大	56,563	青山学院大	55,692	青山学院大	53,961
12	同志社大	51,346	東京理科大	51,772	東京理科大	52,108
13	東京理科大	50,745	同志社大	51,077	同志社大	48,509
14	福岡大	45,800	関西学院大	44,303	慶応義塾大	46,693
15	関西学院大	45,513	慶応義塾大	43,265	関西学院大	45,821
16	東海大	43,975	福岡大	39,841	福岡大	41,700
17	慶応義塾大	42,785	東海大	39,713	駒澤大	37,104
18	芝浦工業大	36,649	専修大	37,438	専修大	35,759
19	龍谷大	35,901	駒澤大	36,528	芝浦工業大	34,321
20	千葉工業大	33,914	龍谷大	35,171	龍谷大	33,123

(出所：http://www.univpress.co.jp/university/ranking2014_shigansha/ より作者作成)

2016 年度卒業の学生から就職活動に時期が変動するなど、就職活動の形態が変化するようになり、大学側はさらにキャリアシステムに力を注ぐようになった。就職活動サポートや相談会、また学生が自由に使用できる学習スペースを設けるなど、システムや環境ともに充実させようと力を入れている。学生、授業料ともに十分に確保出来ているトップ校に通う学生はこのように大学側からの手厚いバックアップのもと就職活動に身を入れること

が出来る。その一方で、入学こそ容易だったもののハードルの低い大学に入学した学生はなかなかこのようなサポートは受けられないだろう。就職活動準備の段階からこのような差が生まれてしまうのは、全入時代の影響である。

次に、本稿における問題意識について述べていきたい。本稿では、1.私立大学の経営状況について、2.私立大学の定員充足率と定員割れをしている大学の 2 点を基に問題を見ていく。

第2章 問題意識

これまでの考察では、少子化により大学をとりまく環境が変化してきたという事実を追うことができた。これにより入学者数を確保することが困難となり、それに伴い経営が悪化、さらには破綻にまで追い込まれる私立大学も現れた。しかし、破綻を決断する最終的な決定権は、私立大学の経営者にあるため、多額の負債を抱えたまま破綻するケース、学生に対しての支援がままならないまま破綻するといったケースもある。ここで、少子化により大学進学者数が減ることは容易に想像できるにも関わらず、このような事態に対して政府はどのような対策を施しているのかという疑問がでた。

そこで文部科学省のデータを調べてみたところ、文部科学省の考え方としては、基本的には私立大学の経営改善については、大学設置者が自ら行うべきと考えている。文部科学省が行う経営困難な大学に対する支援として、日本私立学校振興・共済事業団の経営相談の活用促進と再生に向けた支援、ガイドラインの作成等の大学経営から撤退しやすくする支援、募集停止後の支援の在り方の検討、破綻時に学生を受け入れる大学への補助金等、学生の修学機会確保のための支援などがあるが、どれも間接的なものばかりで最終的な判断は大学側に委ねられていた。

政府も私立大学のこうした現状に対応するために、私立学校についての法律が記載されている私立学校法の学校法人の解散について記されている部分に、一部改正案の提案を行った。その趣旨は、「私立大学の自主性を尊重しつつ、私学経営における異例の事態に所轄庁が適切に対応できるように仕組みを整備する」といった内容である。しかし、異例の事態についての具体的な内容は明記されておらず基準が曖昧となっているため、果たしてその対策が施行されるのかは疑問である。

本稿では、私立大学の現状を知るために経営状況を調べることにし、そして、基準を統一するために定員充足率を 1 つの指標として比べる。定員充足率とは、大学ごとに決められている学生の収容定員に対する、学生数の割合である。これが 100%を超えると定員超過となり、学生数が多いとされ、極端に大きい場合は、学生に満足なサービスがなされないと判断される。逆に 100%を大幅に下回ると、定員割れとなる。

定員割れを起こした場合の主な問題点として、大学の重要な収入源となる学生生徒等納付金が減少するということがある。学生生徒等納付金とは、在学を条件として義務的に、また一律に納付すべきものであって、具体的には授業料、入学金、教育充実費のことである。前出の図 3 に私立大学の収支状況を表した。この円グラフを見て分かるように、大学収入では、学生生徒等納付金が全体の約 3/4 を占めている。これは 2008 年度の収支状況だが、毎年同様に、約 3/4 を学生生徒等納付金が占めている。つまり、学生生徒等納付金は私立大学収入の大半を占めているため、私立大学の経営に必要不可欠であるということがわかる。そのため定員割れに起因する、学生数の減少は学生生徒等納付金の減少に繋がり、大学経営の悪化に強く関係する。さらに定員充足率が低すぎると、国からの経常費補助金が減額されてしまうため、余計に経営を悪化させてしまう要因になる。

表 3 は私立大学全体での結果を表しているが、2009 年度から 2014 年度までの定員充足率は一見安定していることが分かる。しかし、実際には、定員割れ大学数がどの年も約 4 割を占めている。そのようなことから約 4 割の私立大学は経営が困難な状況であるということが推測できる。そのような状況にも関わらず、なぜ定員充足率が安定しているのか。その要因の一つに大学間での格差が非常に多大なものであるということが考えられる。定員充足率の差は、人気のある大学、人気のない大学での格差ともいうことができるだろう。

やはり人気のない大学の経営状況は非常に困難であり、破綻を免れる対策はほとんどな

いと言える。経営を安定させる対策として、関西学院大学と統合した聖和大学、上智大学と統合した聖母大学、慶應義塾大学と統合した共立薬科大学など、定員充足率の安定している大学と統合し、経営状況を回復した私立大学も存在するが、統合される側としては負債を抱えるため、よほどのメリットがなければ出来ないだろう。

そこで本稿では、少子化における私立大学の定員充足率の減少、私立大学経営の悪化、そのような現状からの破綻は避けられないものと考え、破綻基準の明確化、破綻した大学の学生への支援策を新たに考え、政府がどのように関与し政策を打ち出していくのかを検討する。

表 3 私立大学の定員充足率の推移

年度	定員充足率	校数	定員割れ大学数	定員割れ大学が占める割合
2014	103.78%	578	265	45.8%
2013	105.56%	576	232	40.3%
2012	104.19%	577	264	45.8%
2011	106.39%	572	223	39.0%
2010	108.48%	569	217	38.1%
2009	106.52%	570	265	46.5%

(出所:『日本私立学校振興・共済事業団』より筆者作成)

第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

続いて、先行研究のサーベイを行う。本稿では、私立大学が経営破綻に陥り教育事業の継続が不可能になった場合の学生保護対策を検討するものである岩崎(2004)を先行研究とする。論文の流れにそって、問題意識・現状分析、分析方法・分析結果、課題についてそれぞれ考察していく。そのうえで、本稿との違いを述べ、位置づけについて話していきたい。

第1節 先行研究

・問題意識

まずは私立大学の経営状況が非常に厳しくなった根本の問題を挙げている。第一に、18歳人口の減少による入学者数の低下と、人口減少が予測されていたにも関わらず、文部科学省がこれまで認可してきた大学設置及び収容定員の増加政策が、アンバランスな需要と供給を発生させたことである。第二に、学校経営の特質である脆弱な経営体質が悪循環を生み、改革を嫌う組織体を作りやすい環境にしてしまったことである。こうした状況の元では、地方裁判所の破産宣告により破産管財人の管理下に置かれ、学校法人は解散し大学は閉学するという問題が発生することが考えられる。このような問題が起こりうる理由として、学生の転学システムが存在していないこと、そして私立大学の破綻処理を取り扱う専門機関が存在しないことの二つが挙げられる。

第一の転学システムが存在しないことにより、大学破綻時に多くの被害者学生を生み出す恐れがあり、この受け入れ先を迅速に探す必要があるが、誰が主体で手続きを行うのか規定すらされていないのが現状である。第二に破綻処理をする専門機関が存在しないことであり、本来ならステークホルダー 保護や教育事業の継続のためM&A、救済型私的整理による再建型処理がとられることが望ましいが、学生や教育事業の保護を目的とする包括的機関は存在しないことが現状である。経営不振な大学がなくならずに存続されると過剰供給が解消されないことになってしまう。経済社会の健全性や市場性に反し、教育財政の適正な資源配分にならないため、過剰な教育事業は存続させるべきではないと考えている。

・現状分析

次に、私立大学が経営破綻した場合、または再建のための法政策の現状について分析している。まずは私立大学の経営環境と経営危機についてである。規制緩和と護送船団政策の廃止がなされたことを背景に競争的環境が強調され、自己責任やマネジメント能力の発揮が期待されるようになった。この論文の筆者は、「計画モデルから市場モデル」へ転換され、この点において「自由に競争し、強いものは残り、弱いものは潰れる時代になった」という見解を示している。経営に関しては、2000年以降私立大学の財政が急に悪化している割合が増え、2001年度から100を超える大学が赤字となった。また入学定員充足率が50%未満の大学が2000年以降、20校近くまで増加し、3%前後の割合で推移している。

筆者は、学校法人の破産は、解散事由に含まれ、破産法で規定されていることを明示している。そして学校法人の再建型処理について、1.民事再生手続と買収、2.合併、3.設置者変更、4.救済型私的整理の4つを紹介している。

1.は学校法人の再建型処理として、民事再生法の適用が考えられており、同法の目的は「当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ること」とされている。しかし、私立大学に民事再生手続が適用された事例は 2004 年 3 月現在、筆者の調査した限り例がないとしている。

2.は私学法の合併手続により、経営危機に陥った学校法人を合併により救済することが可能であるというものである。学校法人における合併とは、複数の法人が一つに統合されることをいい、新設合併と吸収合併に分類される。ところが、合併は負債までも引き継ぐため、他法人が大きなリスクを背負ってまで救済する可能性は少ないといえる。「合併は困難で大学危機の本質的な解決策とはならない」として合併効果の限界を指摘する意見もあるという。

そして 3.は、合併以外の再建処理策として、設置者の変更を挙げている。これは、設置学校の全部又は一部を他法人に委譲する処理であり、設置者が変更になる。

最後に、4.の救済型私的整理は、経営難に陥った学校法人を、スポンサーの出資金により救済する手法である。スポンサーは理事長に就任し、経営者になる場合が多い。救済型私的整理は、特別な認可申請の必要がなく、即座に学校法人再建の体制を立て直すことが可能である。だが、同手続は個人なら出資金に限界があり、そのような人に巡り合える可能性は低いということが筆者の考えである。

次に、文部科学省の行う対応策について言及している。文部科学省は 2002 年に日本私立学校振興・共済事業団や私学団体と共に私立大学経営支援連絡協議会を設置した。同会は経営強化の支援や、大学破綻時における適切な対処を目的とし、年に数回の協議を行っている。しかしながら、2004 年 3 月現在、同協議会から具体的な提言や支援活動の報告は一般になされていない。ただし大学審議会では答申や報告が行われている。1998 年答申の「大学の多様な発展を目指してⅦ－21 世紀の大学像と今後の改善方策について－」においては、「大学等が廃止される場合の学生の取扱いについて適切な方策を講じることなど競争的な環境における発展のための取組等を一層推進していく必要がある」とし、大学破綻時処理の方向性を示した。そして 2003 年 2 月 25 日の衆議院文部科学委員会において、「大学の設置基準の緩和等をした以上に、後始末の問題についてもある程度のガイドラインや法整備を考えるべき」との見解を示していることを明らかにしている。

私学団体等の対応策をみると、日本私立大学連盟は、2002 年に「学校法人の経営困難回避策とクライシス・マネジメント」を発表した。同報告は、大学破綻時のガイドライン的な内容であり、リスク・マネジメントや具体的な倒産処理策などが盛り込まれた。同報告でも、学生の身分・学籍管理等に関するセーフティネットの構築を求めている。また、私立大学経営研究会の「研究雑賀中間報告」においても、学生の転学等の円滑化を「一時的・個別的な救済措置に止めるのではなく、一般的なルールとして確立することが望ましい」と提言したとしている。

しかし、日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会は 2004 年 3 月現在、私立大学の経営危機における提言や報告を発表しておらず、私学団体の足並みは揃っていない実状があるとしている。

・分析方法

この論文においては、分析方法としてケーススタディを行い、経営破綻した私立大学の救済型私的整理を例に出し、破綻に至った経緯、行政の対処、そしてその評価と留意点について指摘している。さらに米国の高等教育事情を紹介し、日米の私立大学制度について比較検討を行い、我が国における問題点を明らかにしている。まず破綻した大学を取り上げている。高校、短大を設置していた広島県にある法人の E 学園は、2000 年に短大を改組転換し、E 女子大学を開学した。

しかし、学生不足が原因で自主再建を断念せざるを得ない事態に陥る。それと前後して、同法人は複数の他法人に対し、経営支援の申請をしたが、不調に終わった。その中、同法人は同大学が加盟している私学団体からの紹介により、F氏が同学園の理事長に就任した。校名を変更し志願者の増加を期待したが、失敗に終わり同氏は就任後1年数か月で退任することとなった。E学園が再度複数の他法人に支援依頼をしたところ、G大学が承諾することになった。E大学をG大学のキャンパスとして運営を肩代わりし、E大学の在学学生はG大学に転学する措置がとられることとなった。

それを受け、E学園理事会は2003年からE大学の教職員を一部雇用し、施設・設備を購入した。またE学園高校はそのまま運営されるため学園は存続するが、借入金等の支払いがE学園高校の収益から賄わなければならず、負債を背負わなければならなくなった。ただし、その後E学園の財政状態は改善され、2004年3月現在、健全な学園運営が行われているということであった。この事態について、所轄庁は実質的に何の救済策も講じなかったという。そして文科省が設置許可を行いながら、年度進行中に募集停止を迎える認可を与えた行政責任について大きな批判が出なかったことにも疑問が残るという。

地方自治体の対応も、大学と高校では所轄が異なるため、対処が異なったのである。筆者はこの事例について、E大学の自力再建が絶望的になった段階での対処であるが、教育事業の継続及び学生の修学権と教職員の一部の雇用が守られた点を評価している。そして次に、留意点について4つ指摘している。

第一に、G大学の支援がなければE大学学生の処遇や修学権を巡り大きな問題に発展していた可能性が高く、G大学がE大学に救済の手を差し伸べた理由は、「学生・教育を守る」としたもので、G大学の経営戦略的な意図があったかは不明であるが、G大学は多額の出費を伴うこととなったことである。

第二に、大学の破綻処理について、専門的に取り扱う機関がないことである。第三に、学校法人の経営者が経営コンサルタントなど外部の専門家に頼らず、自力で支援者を探すには限界があるということである。信頼のおける経営コンサルタントへの相談が望まれるという見解をとっている。最後に、E学園のように学校法人が複数の学校を設置している場合、その一部の経営が成立しなくなれば、他の設置学校にまで悪影響を及ぼす可能性があるということである。

さらに、筆者は米国と日本の大学事情が似ているという点に目をつけ、比較検討の対象として取り扱った。米国は、大学に占める私立大学の割合が大きく、マイノリティの割合も大きい。まず米国の大学の状況について述べている。1980年代まで、大学適齢人口と進学率の増加、公的団体の補助金、民間団体からの寄付金による影響により、大学数が増加の一途を辿っていた。

しかし私立大学、私立短大の淘汰現象も頻発し、1970年代に廃校になった大学の85%以上が学生数500名以下の小規模校であった。

この背景として、第一にこれまで米国における大学設立は抑制される政策がとられていなかったこと、第二にアメリカ社会が福祉国家的側面をそぎ落とし、「市場」中心の社会を強調したこと、大学間競争や差別化戦略が盛んに行われたことが挙げられるとしている。これら米国の私立大学の位置づけと背景をみたあとで、米国における私立大学の倒産法制及び大学閉鎖における学生保護のガイドラインとして、米国における私立大学の倒産法制を紹介している。筆者が分類したのは、米国における大学の清算と再建から、清算型処理と再建型処理にわかれる。

そしてさらに、清算型処理から、閉校、清算に、再建型処理から、合併、再建、所有権の移譲に分かれている。また、筆者は、ニューイングランド大学・学校基準認定協会は、学生への配慮を強調したガイドラインをとっており、消費者保護志向の強い米国らしい考え方であると評価している一方で、この協会以外の基準認定機関において、明確に学生保護を謳ったガイドラインはなかったという調査報告をしている。

また、Phillips University のケーススタディも行っており、米国連邦倒産法 Chapter11 を適用したが大学再建の手段とはならず教育事業は終わりを迎える結果となったことを受けて、大学の再建手法を豊富に有する米国でも、再建計画が頓挫する例は少なくないという指摘をしている。また同伴について、一部学生の転学措置がスムーズであったことを評価している。

これら米国の私立大学のケーススタディを行った結果を踏まえて、日米の相違についての見解を述べている。第一に、米国には大学閉鎖における学生保護のための方策がうたわれていたのに対し、日本では具体的な学生保護策が存在していないことが問題であるとしている。また支援機関については、日本には私立大学経営支援連絡協議会が行うことになっているが、同会が再建・清算処理に実務的に関わらないのであれば、実質的に日米ともに支援機関は存在しないことになるという指摘をしている。

・政策提言

筆者は、大学破綻時における学生のセーフティネットとして 2 点を考えている。第一に、「学生救済を目的としたガイドライン」である。ニューイングランド大学の学校基準認定協会のガイドラインを参考にし、個別対応ではなく、大学の共同組織で作成することが望ましいと考えている。第二に、大学破綻時における学生の転学について、複数の大学間で「協定」を結ぶ転学システムを検討することである。第三者機関が当該学生の学籍情報を把握していることで、転学作業はスムーズに行われるであろうと予測している。最終的な検討結果として、筆者は 2 つの学生救済策構築のための政策提言と 1 つの検討を行っている。

第一に「大学閉鎖時における学生救済のためのガイドライン」である。これは大学閉鎖時に、学生を救済するために盛り込むべき最低限の内容を示したものである。大学破綻時において早期に学生救済の道筋をつけるためには明文化された根拠が必要であり、学校法人は学生救済の手段を最優先に考慮すべきであるという認識から、学生保護のために最低限行われるべき事項をガイドラインによって提言した。

第二に、「大学閉鎖時における学生救済のための協定」システムの構築である。それは、破綻大学の学生の転学を目的とするもので、大学間で協定が結ばれ、大学が閉鎖する場合に閉鎖大学の学生を協定校の大学が受け入れるというものである。出来る限り同地域で同専攻のカリキュラムを設置する学校間で行われることが望ましいとしている。最後に、「大学法人の再建及び破綻に関する法政策の整備」の検討を進言している。これは、具体的な政策提言に至らないものの、2 点の目的を持っている。第一に、大学法人の再建を推進するために、関連する法律・基準を緩和し、柔軟に改革することである。第二に、私立大学の事業運営の継続が不可能になった場合の学生保護施策の確立である。

・課題

筆者は、自身が述べた政策提言は少なくとも以下の限界があると指摘する。第一に、ガイドラインの提言は、「学校法人自らが主体性と責任をもって参考にする」ことを前提に作成されているため、強制力がなく、どの程度の効果をもたらすのか確実に予測できないことである。

第二に、協定についての政策提言は、地理的に近い地域で同じカリキュラムを設置する大学が存在する条件がそろわなければ、成立しにくい難点を持つことが予測されるのである。

第三に、政策提言に客観性が乏しいことである。大学法人に対する聞き取り調査や現場の意見が盛り込まれていないためである。筆者は、仮に政策提言が実現しても、それだけでは破綻大学の学生すべてが救済されるものではない。飽くまで救済の機会が高まる程度に止まると指摘し、今後も引き続き調査・研究が必要であると認識している。

第2節 本稿との違い並びに位置付け

岩崎(2004)はこの論文において、2つの政策提言と1つの検討を行った。目的は大学が閉鎖した後の学生を保護するというものである。本稿では、経営が危機的状況にあり破綻の可能性のある大学に対して警告し、破綻を避け閉校へ導く政策をとる。岩崎(2004)が破綻後の政策について提言しているのに対し、本稿では、破綻前に政策をとり、学生が行き場をなくすことを未然に防ぐ。さらに、補助金に関しても政策を考えることで、学校を運営する財源を確保することに貢献できると考える。

第4章 ケーススタディ

私立大学の経営状況が危機的だと判断するボーダーラインを設定するために、過去に学生の募集を停止し、閉校に至った大学をケーススタディとして取り扱いながら考えていきたい。

本稿がケーススタディとして取り扱う大学は、東和大学、三重中京大学、福岡医療福祉大学、聖トマス大学、立志館大学、神戸ファッション造形大学、愛知新城大谷大学、東京女学館大学、創造学園大学の計 9 校である。1.大学の基本情報、2.募集停止の時期、3.募集停止の理由、4.学生への対応、5.その他その大学における特別な事情、6.跡地利用の 6 つの項目を中心に各大学を分析する。

第1節 モデル校の分析

・東和大学

東和大学は、学校法人純真学園が 1967 年に設立した工学部だけの単科大学である。学科は環境デザイン工学科、情報学科、医療電子学科の 3 つが置かれている。2005 年度に、借入を除く収入から支出を引いた「帰属収支差額」が開学以来、初めて赤字に転落し、2006 年度は初の定員割れとなる。2007 年度から募集停止をした。大学再建のため、大学側は、工学部を廃止して代わりに文系学部を設置する計画があったが、申請が間に合わず、運営母体の理事会が、在校生が卒業する 2009 年度末にも廃校する方針を決めた。2009 年度での東和大学の在校生は、結果として 10 数名の留年生が残ったため、2009 年度末で廃校するわけではなく、留年生に対しては、最後の一人が卒業するまで責任を持って対応した。

教職員に対しては、廃校を決定する際、理事会に対して反論をする人が現れたため、理事会の独断で全教職員の半数に近い 21 人の教員が解雇された。うち教授ら 13 人が学園を相手どって解雇向こうを求める仮処分を申請し、理事会と教授側のしがらみはまだ取れていない。こうした中、残った教員たちは学生を卒業させるため専門外の授業まで教えることになったのである。

教職員側は当時、廃校には反対の立場をとっており、「学園の資金は豊富で、実際は赤字ではない」といった主張をしていた。これに対して理事会側は、「工学系大学は急速に悪くなる。行き詰る前にやめたほうがよい」といった主張をしており、理事会側と教職員側との主張ではかなりの対立があったように思える。

大学の跡地には、2011 年に医療・看護系大学である純真学園大学を設置した。同大学の施設には東和大学の建物が転用されており、また純真学園は同大学と同じ学校法人のため跡地の売却などは行っていないようである。

・三重中京大学

三重中京大学は、1982 年三重県松阪市に設置された。学校法人梅村学園が大学設置者である。また学校法人梅村学園は三重中京大学の他にも中京大学などの学校を設置している。当初は「松阪大学」という大学名での設置であったが、2005 年に現在の大学名である

「三重中京大学」に名称を変更した。現代法経学部現代法経学科の社会科学系で単一学部の大学である。

大学の入学者数が 1999 年から定員割れを起こし始め、2005 年度に校名を変更するなど打開策を図ったが、2006 年度以降また定員を割る状況が続き、2009 年度の入学者は定員 200 人に対し 155 人と 8 割を切っていた。さらに 2001 年度から毎年単年度赤字を計上していた。2007 年度には 2 億 7600 万円の赤字決算となる。これにより、収入の 8 割を占める入学金や授業料が減少し、経営が悪化した。さらに少子化傾向が続くなかで、赤字体質の脱却は不可能と判断し、廃止に踏み切ることにした。2009 年度の入学者を最後に 2010 年度には入学者の募集を停止し、2013 年の時点で在籍していた学生が 9 月で全員卒業し、同年 12 月 18 日(文部科学省認可日)をもって閉学した。

募集停止後も在籍学生が全員卒業するまでは大学を存続させ、「閉校が決まっても、きちんとした教育が必要。安易な卒業は認めない」として、教授らが非常勤講師として授業や就職支援を続けた。就職決定状況は、就職希望者に対して 90.3%、卒業予定者に対しては 77.2%となった。

大学の跡地には県立の特別支援学校を開設するとする案を三重教育委員会が公表している。

・福岡医療福祉大学

福岡医療福祉大学は、2002 年に設置され、福岡県太宰府市に本部を置く通学生と通信制からなっている福祉を専門としている私立大学である。

福岡医療福祉大学は 2008 年に名称が変更されるまでは、第一福祉大学という名称であり、設置された当初から、学生の福祉離れなど、様々なことが原因となり、学生数の確保が困難であり経営の状況も不安定であった。その状況を打開する対策の 1 つとして、名称を第一福祉大学から福岡医療福祉大学に変更した。また大学の開設以来、学生の確保が困難であったために、一年に限定して学費を半額にするという対策を、知名度の上昇、学生数の増加などを目標に行った。その結果、一時は生徒数が増加し定員充足率も潤ったかのように思われたが、その翌年にはすぐに定員充足率も衰えていった。また、在校生からの不満意見もあり、すべての生徒とこれからの入学生の入学金も半額にすることが決定した。

そのために、帰属収入の大半を占めている学生生徒等納付金である授業料が半分になったことから、財源の確保が非常に容易ではなくなっていたのである。そのことが原因となり、2009 年に通信制、2010 年に通学生の学生募集の停止、そして、現在の在校生が卒業すると同時に廃校することを発表した。このように定員充足率を上げ、経営を安定させるために行った対策が、さらに経営を悪化させたという事例も存在している。

・聖トマス大学

聖トマス大学は兵庫県尼崎市に英知大学を母体の大学として開設された大学である。開設された当初である 1963 年には、神学部神学科という一つの学部のみを保持している単科大学であったが、年々学部数を増やしていき、入学者の増加を目指した。

しかし学部数は増加しているにも関わらず、学生数の増加は右肩上がりになることはなかった。さらに 2000 年以降財源の確保の面でも不安定さが目立ってきた。その理由が、入学者数が定員に達することができず、定員充足率も 100%を切り、学生生徒等納付金が不十分であったためである。

学生確保の対策として、文学部を人間文化共生学部という他大学にはない個性的な学部に変更するなど、様々な対策を行ったが、そのどれもが学生数の増加には結びつかなかった。そのため、聖トマス大学は 2010 年度以降の経営が困難であるという結論に至り、そ

れ以降の学生の募集を停止した。在学生への対応については、他大学への転入手続きを勧めるなどを行っていた。

また、廃校になった主な理由である学生数の減少において、最終年度の入学者数は、定員数の 4 割にも満たないものであった。それに加えて、その入学者の 4 割が留学生であるという事実もある。この留学生を非常に多く入学させることから、財政難であることは明らかであり、留学生の入学は授業料からの学生生徒等納付金の財源確保であるということが推測できる。

その後、聖トマス大学は所有している土地の一部を売却するなどして財政が安定したために、2011 年 6 月に次年度の 2012 年度から名称変更、また新たに 2 学部を開設するという、以前の学生募集停止とは相反している方針を示した。しかし、その際に文部科学省に提出した 12 年度の開設認可書類に虚偽の申告が見つかったため、名称変更も見送られ、2 年間の学部の認可申請を認めないという処分を受けた。このように大学の経営破綻の境界線が定かでないということは、大学が生き残るための様々な不正を生み出してしまう。

・立志館大学

立志館大学は、2000 年に設立された経営学部のための単科大学である。開学当初から定員 195 人中入学者 32 人という大幅な定員割れをきたし、経営難に陥っていた。学生が定員の半数にも満たなかったため、国の私学助成金を受け取ることができず、資金繰りに窮することになる。

2001 年は 120 人近い学生が集まり、表向き復興の兆しもあったが、実際は、留学生や特待背の学費免除や半額などで、授業料換算では 70 人弱の学生がいたに過ぎない状況であったという。つまり、財源不足には変わりなかったのである。理事会は存続を決定したが、2 年目の 2002 年 7 月で学園の拠出金は累計 10 億円に達し、ついに運転資金が尽きた。そして 2003 年立志館大学は募集停止を決定。2004 年に閉校し、卒業生を一人も出さないまま幕を閉じた。

廃校時点で在籍していた在学生は一部の退学者を除き、立志館大学のキャンパスを引き取った呉大学（2009 年 4 月より広島文化学園大学に名称変更）に転学することになった。成績証明書や卒業証明書などについては呉大学が発行することより、学生はひとまず卒業できるようになった。

運営に関して、2002 年に立志館大学の佐久間泰王理事長が辞任した。辞任の理由として、当初考えていた再建計画の遂行に当たり、教職員組合の同意が得られなかった、と述べたが、それに対して教職員組員らは、理事長は学園の土地と建物を抵当に多額の融資を受けながら、学園には一銭も使っていないなど、不正な疑いがあり、教職員と理事会とは対立があったと思われる。

大学の跡地には、先述している呉大学が設立され、キャンパスはそのまま利用された。立志館大学は閉校の際、約 5 億円の負債を抱えていたため、キャンパスを売却することによって負債を返済した。

・神戸ファッション造形大学

神戸ファッション造形大学は 2005 年に設立されたファッション造形学部のための単科大学である。大学院は設置されていない。開学当初から定員割れの状態が続き、2009 年時点では定員 100 人に対し入学者がわずか 35 人であり、定員充足率が 35% であった。2010 年度の新入生募集を停止し、大学側は 2009 年度入学した学生が卒業する 2012 年度以降、文部科学省に廃校を申請することを決めた。1967 年に設置された短期大学部も 1995 年以降 14 年以降にわたって定員割れが続き 2009 年度を最後に、学生募集を打ち切っている。

学生の措置について、大学側は在学生在が全員卒業するまでは大学の運営を継続させ、在学生在が全員卒業した後に閉校したので、学生については卒業資格がなくなるという事態は起こらなかったと思われる。

2013 年に大学が閉校された後、校舎は解体され、住宅の分譲地として跡地利用されている。

・愛知新城大谷大学

愛知新城大谷大学は、2004 年愛知県新城市に設置された。当初は 1999 年に設置された愛知新城大谷短期大学のみだったが、2004 年に愛知新城大谷大学が設置された。社会福祉学部社会福祉学科の単科大学である。

2004 年の設置当初から定員割れが続き、2009 年度の入学者数は 1 学年の入学定員の 100 人に対して 13 人に留まり、在学生全体でも 128 人、累積赤字も 12 億円にも及んだ。開学当初から経営難に陥っているところに、一層の少子化と介護福祉分野への就職希望の減少傾向が強まるなど、将来に展望が開けないと見た、大学運営法人・尾張学園理事会は、2009 年度の学生募集を停止する方針を決め、新城市にその旨を伝えた。

しかし、これを受けた穂積亮次市長は、「新城市民の期待と支援を受けて開学した大学であり、現在なお開学に際して新城市が補助した資金の借金返済が続いている」として、大学の存続を強く要望した。今後の対応として、尾張学園と大学、市の三者協議の場を設けた。これにより、尾張学園は 2008 年 2 月に学生募集停止を決めていたが、2009 年度の募集は実施した。しかし、「学生が集まらず経営が成り立たなくなっている」として翌年 2010 年度から学生募集を停止した。在学生に対して、卒業まで責任を持って対応し、2013 年 3 月 15 日 最後の卒業生 11 名を送り出し閉学した。尾張学園は大学を廃止後、新城市に土地と建物を返却し、跡地には穂の香看護専門学校が開校した。

・東京女学館大学

東京女学館大学は、東京都に 1956 年に東京女学館短期大学を前身として、2002 年に国際教養学部のみ単科大学として設置された。また東京女学館大学は、少人数教育を基本としており、一人の教員が対応する生徒の人数を少なくすることによって、教育の質の向上を図っている。また全国に設置されている女子大と比較すると、学費は初年度納付金が 179 万円と比較的高額なものになっており、学生数確保の困難が懸念されていた。

このようなことが原因の 1 つとなり、東京女学館大学は、国際教養学部が開学した 2002 年以降から定員割れが続いており、定員充足率も毎年 100%を満たしていない。また定員充足率の上昇を目指して、入学者の定員を下げるなど、様々な対策を行ったが、現状を変えることはできなかった。その結果、東京女学館大学は学生募集の不振から学生生徒等納付金大部分をしめる授業料の確保、財源確保が困難になり、約 25 億円の累積赤字を抱えることになった。それが原因となり、東京女学館大学は 2012 年度に学生募集を停止して、すべての在校生が卒業をする 2016 年度に廃校することを決定した。

・創造学園大学

創造学園大学は、2004 年に群馬県高崎市に設置された。ソーシャルワーク学部の 2 学部存在する。

2013 年 3 月に相次ぐ不祥事が原因で文部科学大臣より解散命令を受けた。その結果、創造学園大学は文部科学省からの補助金の交付を取り消され、群馬県からの補助金も同様に交付を取り消された。また、2009 年に教職員への給料遅配が判明し、労働基準法違反で是正勧告を受けた。この時、給料が支払われず生活費を稼ぐためにアルバイトをしている教職員もいた。

さらに、大学開学時に負債が 9 億円余りあったにも関わらず 2 億 6700 万円と書類を偽造し、申請書類改ざんがあったことで 2012 年度以降の 5 年間は学部の新設などを認めないことを文部科学省が決定した。そして 2011 年 11 月、学校法人堀越学園の校舎が立つ土地の一部が、債権者である財務省から差し押さえられる。同年 12 月、学校債の返還を巡り債権者と裁判となる。総発行額は 1 億円以上となり、ほとんどが未返還。群馬県私立大学協会からも除名となり、2012 年に理事会は東京校、倉敷校の閉鎖を決めた。2013 年 3 月 28 日、文部省は同校に対して解散命令を出した。文部科学省の解散執行後、破産手続きに入る見通しとなった。文部省による学校法人への解散命令は本件が 4 例目で、在籍者がいる状態では初であった。

また、学生数も 2009 年 4 月の入学予定者は芸術学部 77 人、ソーシャルワーク学部 21 人で入学定員を割り込んでいた。さらに 2012 年の創造学園大学本校新入生は 0 人であった。負債においても 45 億円にも及んだ。2013 年度の在籍学生は 163 名。3 月 16 日、4 年生 54 名が卒業した。2・3 年生の在籍生に対しては文部科学省が他学への転学支援を行った。計 109 名のうち 106 名は群馬県内や近隣の他大学に転学、就職等したもの、法人解散前日の 3 月 27 日時点で進路未定者が 3 名いた。

第2節 分析結果

まず始めに、本稿ではこの 9 校を大きく 4 つのグループに分類した。

一つ目は、東和大学と三重中京大学である。このグループは、他のケーススタディで取り扱った 7 校よりも、比較的早期に募集停止を決断することで、負債を計上することなく閉校した大学や、在学生の卒業までの支援を充実させた大学であった。

二つ目は、福岡医療福祉大学と聖トマス大学である。このグループは、定員割れが長く続いており、学生確保のために打開策を講じたが、学生の増加には結びつかなかった。その結果、財源確保も困難となり、募集停止せざるを得なかった。

三つ目は、立志館大学、神戸ファッション造形大学、愛知新城大谷大学、東京女学館大学である。このグループは、さまざまな要因により、学生の確保が出来ないまま大学の経営を続けた結果、負債を抱えたまま募集停止を決断し、閉校に至った。

四つ目は、創造学園大学だが、この大学は負債を抱え定員割れを起こしていたものの、度重なる不祥事が原因で、文部科学省から直接解散命令を出されたことによる閉校のため、他のグループとは異なると考えた。

以上の分析から、これまでに閉校が決定した大学は、定員割れから平均約 6 年で募集停止を決断していた。また、定員割れや赤字などで経営が悪化してから募集停止を決断するまでに長い時間を要した大学に比べ、先を見越し早期に募集停止を決断した大学は、多額の負債を抱えるといった金銭的なトラブルなども少なく、閉校することができたと考えられる。

第5章 政策提言

これまで、本稿で述べてきた現状分析、問題意識から、少子化による私立大学の経営問題や現状がいかに深刻であるかが分かった。今後さらに破綻してしまう私立大学は増加すると考えられ、文部科学省ではガイドラインが作成されたが、私立大学の破綻処理に関与するための具体的なボーダーラインは決められていないため、実際にそのガイドラインが適用されるかは疑問であると述べた。そのため本稿では、先行研究での破綻処理方法を参考に、ケーススタディからは実際に起こった破綻例から分析した結果を用いて、政策を提言したい。

私立大学の破綻処理を円滑に進めるために、以下に 2 つの条件を設ける。

1. 累積赤字が 4 年間連続で続いている場合
2. 定員充足率 50% 未満が 2 年連続で続いている場合

以上の 2 点に対し、どちらかを満たす場合、一度目の警告を与えることとする。この時点で大学側が破綻を決定した場合、補助金を支給する。ただしこの補助金は、破綻する大学の学生に対して使われるものに限定する。(補助金第一段階)

警告を与えたのにも関わらず、一度目の警告から、2 年間継続しても改善されなければ、最終警告を与え、その時点で 1 年以内に破綻を決定した場合は、補助金を支給する。しかし、この時の補助金は、補助金第一段階より少ない額を支給する。(補助金第二段階) 最終警告を無視して、破綻してしまった場合も補助金は与えるが、補助金第二段階より少ない額を支給する。(補助金第三段階)

もし、条件 1・2 どちらも満たしている場合は、一度目の警告は与えず、最終警告を与えることにする。この時点で破綻を決定した場合、与える補助金は、補助金第一段階と同じ額を支給する。

以上が、本稿の提言する政策の概要である。この提言について詳しく述べていく。

まず、この政策は文部科学省、または地方公共団体が行うべきものとする。なぜなら、私立大学は今や数多く存在するため、これら全てをまとめられるのは、地方公共団体もしくは、国が管理している文部科学省しかないだろうと考えた。

本稿の条件で、累積赤字が 4 年連続続く場合、定員充足率 50% 未満が 2 年連続続く場合の 2 点を用いた理由としては、ケーススタディを参照すると、募集停止を決めたのは定員割れを起こしてから平均約 6 年で決定している大学が多いことが分かり、定員充足率 50% 未満はかなり深刻な状態であり、現状を回復するのは困難であると考えたからである。

さらにケーススタディで用いた私立大学の累積赤字は巨額であり、私立大学は主に学生の入れ替わる 4 年周期で経営を変えるため、累積赤字が 4 年連続ことを経営回復困難なものとして判断した。ここでの累積赤字とは、ある特定の学校法人全体のことでなく、学校法人に含まれる私立大学単体としてのことである。

補助金の金額を第一段階、第二段階、第三段階と段階的に金額を減少させている理由としては、早期に破綻を決定した大学に対しインセンティブを与えることで、経営状況が問題となっている大学に破綻しやすくするためである。さらに、補助金の額を段階的に下げる

ことで、補助金目的のために大学を破綻させない悪質な経営や、赤字のまま運営し結果として多額の負債を抱えたまま破綻してしまう大学を防止することが出来るのである。

破綻を決定した、私立大学に与える補助金であるが、これは私立大学等経常費補助金からまかなうことにする。私立大学等経常費補助金とは、私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から交付を受け、大学等を設置している学校法人に交付している。

本稿では、この私立大学等経常費補助金に注目した。日本私立学校振興・共済事業団によると、2013 年度予算で 3237 億 3225 万円、平成 26 年度予算で 3231 億 3176 万円の補助金がある。毎年、約 3000 億円の補助金があるため、この内の 1%を毎年積み立てる方式を新たに作り、この財源から破綻した大学に対して支給するという仕組みにする。

そうすることで、破綻した大学のために新たな財源を作る必要はなく、現行の私立大学経常費補助金からまかなうことが出来るのである。

以上が、本稿が提言する政策の詳細である。

本稿での目的は、あくまで私立大学の破綻処理方法の検討、さらに破綻してしまった大学の学生に対しての支援である。この提言した政策を施行することで、今まで曖昧であった破綻すべきボーダーラインを確立したため、私立大学の破綻処理がしやすくなるだろう。

しかし、この政策は強制的に破綻させるということではなく、破綻を促すためのものであり、最終的な判断は経営者に委ねられているため、その判断は重要となってくる。破綻してしまった場合、最も被害を受けるのは、学生であることは言うまでもない。経営者は学生のことを第一に考えるという意識を常に持って欲しい。このような被害がこれ以上でないことを願い、本稿を締めくくる。

先行研究・参考文献・データ出典

《先行論文》

岩崎保道(2002)「私立大学における倒産処理策構築のための政策研究」『同志社政策科学研究』第6巻、155-171

《データ出典》

愛知新城大谷大学 HP

(<http://www.owari.ac.jp/shinshiro/>) 2014/10/24 データ取得

厚生労働省(2013)『人口動態統計の年間推計』

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai13/>)2014/08/19 データ取得

厚生労働省『平成 25 年度賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概要:1 学歴別にみた初任給』

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/13/01.html>)2014/10/24 データ取得

神戸ファッション造形大学 資料

(<http://www.fashionsnap.com/news/2009-06-11/kobe-fashion-college-close/>)2014/10/24 データ取得

聖トマス大学 HP

(<http://www.st.thomas.ac.jp/>) 2014/10/24 データ取得

創造学園大学 HP

(<http://www.souzou.ac.jp/>) 2014/10/24 データ取得

大学受験 パスナビ『2014 年私立大入試 志願者動向分析』

(<http://passnavi.evidus.com/analyze/201405/html/1#01>) 2014/08/19 データ取得

大学通信キャンパスナビネットワーク『2005 年ー2014 年志願者数ベスト 20 の推移』

(http://www.univpress.co.jp/university/ranking2014_shigansha/) 2014/08/19 データ取得

東京女学館大学 資料

(http://www.tjk.jp/pdf/h24_info01.pdf) 2014/10/24 データ取得

東和大学 HP

(<http://www.junshin.org/tohwa-u/>) 2014/10/24 データ取得

『日本私立学校振興・共済事業団』

(<http://www.shigaku.go.jp/>) 2014/10/24 データ取得

日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/028/siryo/_icsFiles/afieldfile/2009/08/07/1282884_4.pdf) 2014/10/24 データ取得

福岡医療福祉大学 HP

(<http://www.dfu.ac.jp/>) 2014/10/24 データ取得

文部科学省『学校基本調査』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1342607.htm) 2014/8/19 データ取得

文部科学省『国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/10/1340441.htm) (2013)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/10/1326903.htm) (2012)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/10/1310780.htm) (2011)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/10/1297952_1532.html) (2010)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/09/08092911/001.htm) (2008)
2014/8/19 データ取得
文部科学省『大学の量的規模等に関連する資料』
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/icsFiles/afiedfile/2009/05/08/1262948_4.pdf) 2014/8/19 データ取得
文部科学省(2013)『文部科学統計要覧』
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1337986.htm) 2014/8/19 データ取得
三重中京大学 HP
(<https://www.mie-chukyo-u.ac.jp/>) 2014/10/24 データ取得
立志館大学 資料
(<https://global.factiva.com/ha/default.aspx#!?&suid=141446469217207856991613906052>) 2014/10/24 データ取得